

施策：	13	人権尊重のまちづくり	財務コード	01020113-05-00
基本事業：	04	女性の人権擁護	担当部	総務部
基本事業の成果指標	女性が人権侵害を受けた割合 女性の人権に関する相談窓口の認知数（平均）		担当課	人権政策・男女共同参画課
			担当係	男女共同参画担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成13年度 ~	新規・継続	継続	会計区分		実施計画
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）		2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）				
女性（相談内容により男性）		女性がかかえる様々な問題や悩みの相談窓口として、市役所内及び生涯学習センターに設置している女性センターの相談室にて、女性相談員による総合相談事業および専門的相談である女性弁護士による法律相談事業を実施するもの。 (1)女性相談員による随時の総合相談事業（面接相談、電話による相談） 女性相談員による総合相談 月曜日～金曜日 9:00～16:30 (2)専門的相談事業（面接相談） 女性弁護士による法律相談 第2・4火曜日 13:00～16:00（一人30分）（2週間前からの予約制）				
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）						
女性のさまざまな相談に応じることで、問題の解決や女性の自立を支援する。						
4. 成果（簡易評価は未記入）						

成果指標名称	単位	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	目標
		実績	実績	当初	要求	計画	計画	
女性センター相談室への相談実件数	件	743	676	700	700			620
新規の相談件数	件	100	320	100	320			100
5. コスト								
事業費	計	千円	2,939	3,514	3,489	3,626		
	国	千円	0	0	0	0		
	県	千円	0	0	0	0		
	地方債	千円	0	0	0	0		
	その他	千円	0	0	0	0		
一般	千円	2,939	3,514	3,489	3,626			
正職員人工数	人工	0.4	0.4	0.4				
正職員人件費	千円	3,226	3,212	3,168				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)	千円	6,165	6,726	6,657	3,626			

6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）	
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）	相談内容は、夫婦間の問題や親子間の問題、地域での人間関係、さらにはこれらが複雑に絡みあった相談が増加している。そのため、相談内容に応じて庁内関係課の他、県や警察等と連携して問題の解決にあたっている。一回の相談では解決しない複雑な問題も多く、そのような問題に対しては何度も相談を繰り返しながらよい問題解決策を提示している。相談室の本庁への移転によって相談室に来づくなった人への対応として、月に2日は生涯学習センターの相談室でも相談を受けており相談者の安心に繋がっている。4、5月はコロナ感染対策のため原則電話相談とし、国が行うSNS相談も積極的に周知した。6月以降緊急事態宣言が明けてからが相談件数が増加し、DV被害者支援についても関係機関と連携しながら対応した。

7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）			
対象動向	維持	類似事業	あり
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	あり
成果向上余地	中程度		

類似事業としては、総務課が実施する無料法律相談と、「女性に対するあらゆる暴力の根絶事業」で実施している「ちくし女性ホットライン」がある。
多様化複雑化する相談に対し相談員一名で対応しているが、将来的な総合相談体制の維持が課題。全庁的な相談体制を検討

8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）	改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
--------------------------	-------	----	-----	----	------

改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし） <内容>相談員2名体制 <理由>持続的な相談体制構築と市民サービスの向上 <効果>・複雑化多様化する相談事例について検討、協議しながら対応できる。スキル向上や相談員の心理的負担の軽減。 ・第2,4火曜の法律相談や第1,3金曜の生涯学習センターでの相談日にも本庁の総合相談を閉鎖せずに対応できる。	
--	--

事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望） 社会情勢の変化に伴う女性相談に関するニーズの高まりを踏まえ、平成13年度から相談事業を実施している。近年では、男性に対するDVやセクハラも新たな課題となっており、市民の人権尊重に関する認識を高めるとともに、暴力防止のための広報・啓発活動や被害者支援を継続していかなければならない。	備考・特記事項 or 進行管理欄 専門的相談事業のうち、女性カウンセラーによる心や生き方の相談については、平成28年度から総合相談事業に統括した。また上記の統括により、女性センターに女性相談員が1名となったことから、この女性相談員がケースの処遇に困難をきたす場合にスーパービジョンが受けられる体制をとっている。
--	--